

環境大臣

丸川 珠代 様

石炭火力発電所増設等による CO₂
排出量増加への対応に関する要望書

平成28年6月14日

兵庫県

石炭火力発電所新增設等による CO₂排出量増加への対応について

昨年末の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、先進国と途上国がともに合意した「パリ協定」及び国が本年 5 月 13 日に閣議決定した「地球温暖化対策計画」を受け、CO₂排出量削減に向けた主体的な取組が求められています。

一方、当県では、石炭火力発電所の新増設等が複数計画されており、CO₂排出量が増加して当県の「地球温暖化防止推進計画」の目標達成に支障を来すことが懸念されます。また、小規模な石炭火力発電所の新設及び CO₂や大気汚染物質が新増設と同様に増加する既設火力発電の石油から石炭への燃料転換に伴う原動力設備のみの更新等は環境影響評価法の対象とならないため、必要な CO₂排出削減等の対策が講じられないおそれがあるとともに、社会的な透明性が確保できません。

以上のことから、下記の事項について要望します。

記

- 1 石炭火力発電所の新増設等により大幅な CO₂排出量の増加が懸念されることから、事業者には CO₂排出削減及び代替措置の実施を義務付けること。
- 2 環境影響評価法の対象とならない石炭火力発電所の新増設や既設火力発電所の石炭への燃料転換に伴う原動力設備のみの更新等を法対象に加えるなど環境影響評価を行う仕組みを構築すること。

平成 28 年 6 月 14 日

兵庫県知事 井戸 敏三

